

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成29年2月24日(金)
午前9時28分～午後2時4分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 相澤 祐司 副委員長 大友 康信
委員 齋 浩美 委員 荒川 洋平
委員 小野 泰弘 委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 建設部次長 森 孝雄
出席した者 土木課長 山田 隆
建設部企画員兼 馬場 浩一
土木課長補佐
土木課技術主幹兼 村上 諭
道路建設係長
土木課技術主幹兼 伊藤 博紀
道路維持係長
- 6 事務局職員 主 事 後藤 法子
- 7 付議事件
 - (1) 所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査について
 - (2) 陳情第2号 県道126号線の歩道整備に関する陳情
 - (3) 陳情第3号 本町地区の環境整備等に関する陳情

- (4) 陳情第4号 市道八ツ口線・八ツ口前線の拡幅改良工事に関する陳情
- (5) 議会案第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

開 会 午前9時28分

○委員長（相澤祐司） 出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、建設経済常任委員会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部次長及び土木課長等の出席を求めておりますので、報告をいたします。

次に、本日の会議に必要な資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。

なお、帰庁後の執行部からの聞き取り調査に当たっては、現地調査中に個別に確認した事項等についても、改めて御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、これより現地調査日程に基づき現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩いたします。

休 憩 午前9時29分

再 開 午後0時59分

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

これより、付議事件の（2）陳情第2号 県道126号線の歩道整備に関する陳情から（4）陳情第4号 市道八ツ口線・八ツ口前線の拡幅改良工事に関する陳情までを一括して議題といたします。

これより、執行部からの聞き取り陳情調査を行います。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明い

ただき、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位から御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部からの聞き取り調査を行います。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後1時

*休憩中の発言の要旨

○陳情第2号 県道126号線の歩道整備に関する陳情

(土木課)

- ・当該県道沿いには、閑上小学校と不二が丘小学校の学習田があり、通勤通学だけでなく、児童の通行や横断も多いと考えられる。
- ・歩道整備については、路肩が広く道路沿いに水路がある箇所には整備可能であるが、路肩などの用地が十分でない箇所は用地買収が必要である。
- ・宮城県への歩道整備の申し入れに当たっては、通勤通学時間帯の人や車の往来状況を調査した上で、また、横断歩道の整備については、宮城県公安委員会に要望する。

問 用地買収が必要な範囲は。

答 歩道復員を何メートルと計画するかで決まるため、まだ不明である。

問 歩道復員をどのように確保するのか。

答 路肩や道路と水路との境界に土どめを設置するなどの方法により確保したい。

問 人や車の往来状況の調査を行う理由は。歩道を整備するに当たり、宮城県の基準があるのか。

答 宮城県に基準等はない。歩道整備の必要性や重要性を伝えるために、調査結果を添付する。

○陳情第3号 本町地区の環境整備等に関する陳情

(土木課)

- ・下増田用水路の雑草対策については、地域住民からの要望を受け、名取土地改良区と市で草刈りを行っている。また、用水路周辺をコンクリート舗装する場合、範囲が広く多額の経費がかかることから早急な対応は難しい。今後

も雑草の繁茂状況を確認しながら、草刈りなどを行っていきたい。

- ・市道町西線の安全対策については、本市道には舗装部分と未舗装部分があり、段差が生じているため、補修や碎石を敷くなどして対応していく。また現在、舗装部分と用水路の境界には土どめを設置しているが、今後整備する未舗装部分と用水路の境界には盛り土を行い、のり面を整備する。
- ・市道町西線と市道増田野田線の交差点については、ポストコーンが破損し、停止線が消えかかっていることを確認し、2月2日にポストコーンを再設置した。また、停止線については、宮城県公安委員会に対し要望していく。

問 下増田用水路の草刈りは、住民から要望を受けた際に刈るのか、定期的に刈っているのか。

答 住民から要望があった際に刈っている。

問 市道町西線の舗装されていない部分と用水路の境界への土どめ設置の考え方は。

答 盛り土を行い、土羽を整備したい。

問 土羽とは何か。

答 盛り土に勾配をつけて設計することである。

問 既存の土どめはどうするのか。

答 現状のままで、特に整備は行わない。

問 土羽と土どめの強度は。

答 一般的には土どめの方が強い。現場を確認しながら土が流出しないよう整備したい。

問 市道町西線から下増田用水路へと落下の恐れがある箇所にデリネーターを設置してはどうか。

答 市道町西線の路肩にデリネーターなどを設置すると、自動車の出入りの支障になるため、設置しない予定である。

○陳情第4号 市道八ツ口線・八ツ口前線の拡幅改良工事に関する陳情
(土木課)

- ・市道八ツ口線の延長は867メートル、幅員は1.75メートルから3メートルであり、待避所が2カ所設置されている。市道八ツ口前線の延長は270メートル、幅員は2.5メートルから3.5メートルであり、両市道は地域住民の生活道路と

して利用されているが、狭隘で自動車がすれ違うことは困難な状況である。

- ・八ツ口橋は3メートル以上の幅員が確保されているが、通行帯がくの字になっており、自動車の通行に支障を来している。
- ・市道八ツ口前線については平成26年度に陳情を受けているが、当該工事は市の単独事業であり、既に陳情を受けている他の狭隘道路49路線への対応もあることから、両市道の拡幅改良工事への着手には時間がかかる。

問 八ツ口橋について、どのように改修するのか。

答 橋の下を流れる2本の水路について、北側は用水路として使用していることから暗渠化し、南側は使用していないことから、コンクリートでふたをかけ、盛り土を行った上で道路としたい。

問 八ツ口橋がくの字になっているのは、土地の境界があるからなのか。

答 八ツ口橋周辺に土地の境界はない。

問 市道八ツ口線の待避所はいつできたものなのか。

答 2カ所の待避所のうち、東側は平成10年ころに設置したと思われる。西側はそれ以前である。

問 市道八ツ口線及び市道八ツ口前線の拡幅に時間がかかるのであれば、待避所をふやす考えは。

答 住民から待避所の話もあったが、まずは八ツ口橋のくの字を解消してほしいということであった。

再 開 午後1時26分

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

以上で、陳情3カ件に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後の事務事業の執行に当たられますようお願いをいたします。

執行部の皆さんには、大変御苦労さまでした。

暫時、休憩いたします。

休 憩 午後1時27分

再 開 午後1時27分

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

これより、陳情3カ件についてとりまとめを行います。委員各位より御意見

をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後1時27分

○陳情第2号 県道126号線の歩道整備に関する陳情

*各委員からの意見

- ・歩道整備に当たり用地買収が必要な場合は必要最小限の範囲とし、住民の意向に配慮して、早急に実現するよう県に申し入れるべき。
- ・当該県道の植松方面から陳情箇所には差し掛かるカーブ部分は、見通しも悪く危険なため、整備されるまでの間、街灯や標識などの安全対策を講じるべき。

*委員会として取りまとめた意見

市当局に対し、用地買収を行う場合は必要最小限の範囲とし、住民の意向に配慮して早急に整備するよう県に申し入れを行うこと。あわせて、歩道等が整備されるまでの間、植松方面から陳情箇所には差しかかるカーブ部分の安全対策を講じるよう求めることとした。

○陳情第3号 本町地区の環境整備等に関する陳情

*各委員からの意見

- ・下増田用水路をコンクリート舗装するよう名取土地改良区と調整を行い、舗装されるまでは適切に草刈りを行うべき。
- ・市道町西線から下増田用水路へ土が流出しないよう、今後整備するのり面や既存の土どめが崩れないようにすべき。
- ・市道町西線と市道増田野田線の交差点について、住民の要望に沿うよう、早急に停止線の引き直しを宮城県公安委員会に要望すべき。

*委員会として取りまとめた意見

下増田用水路については、コンクリート舗装するべく名取土地改良区と調整し、それまでの間は適切な草刈りを行うこと。市道町西線の安全対策については、市道から用水路へ土砂が流出しないよう、のり面や土どめの整備に万全を期すること。市道町西線と市道増田野田線の交差点については、住民の要望に沿うべく、宮城県公安委員会に対し早急に停止線の引き直しを要望するよう求めることとした。

○陳情第4号 市道八ツ口線・八ツ口前線の拡幅改良工事に関する陳情

*各委員からの意見

- ・八ツ口橋通行時の支障を解消すべく、名取土地改良区と調整して取り組むべき。
- ・前回の陳情から3年近く経過しているが進展がない。早急に対応すべき。

*委員会として取りまとめた意見

八ツ口橋の通行の支障を解消すべく、名取土地改良区と調整し、早急に対応するよう求めることとした。

再 開 午後1時39分

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情3カ件に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回の委員会においてお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、付議事件の（5）議会案第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書を議題といたします。

これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時40分

*休憩中に委員から出された意見

- ・米価が下落しているにもかかわらず交付金は引き下げられ、経営が成り立たない状況である。安定した経営の元で米作りができる環境を整えるべき。
- ・趣旨には賛同するが、営農者からの意見を実際に伺っておらず、議会として国に提出するには、さらなる議論が必要である。
- ・農業者戸別所得補償制度の復活という趣旨を明確にするため、文言の整理を行うべき。
- ・米の生産者への補助よりも、転作を推進し、飼料用米や米粉用米の生産者に

補助をすることが必要である。

- ・「稲作農家の離農が加速」とあるが、離農対策は戸別所得補償制度とは別の制度によってなされるべき。
 - ・小野泰弘委員より修正案を提出する旨の申し出あり。
-

再 開 午後1時59分

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

ただいま、本案議会議案第1号に対し、小野泰弘委員から修正案が提出されました。修正案は、お手元に配付のとおりであります。

これより、提出者小野泰弘委員より修正案の趣旨説明を求めます。小野泰弘委員。

○委員（小野泰弘） 農業者戸別所得補償制度の復活という趣旨を明確にすべきと考えます。まず、5段落目の文章は趣旨とは関係がないため、全て削除します。次に、最終段落中、「て、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守」の部分を削除し、文末を表題と同じ表現に修正する案です。

○委員長（相澤祐司） これより、委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後2時

再 開 午後2時1分

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、本案議会議案第1号及びこれに対する修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、本案議会議案第1号及び修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議会議案第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書を採決いたします。

まず、本案に対し小野泰弘委員から提出された修正案に賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。議案第1号を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立少数であります。よって、議案第1号は、否決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託されました議案第1号の審査を終了いたします。

この際お諮りいたします。議案第1号に係る委員会審査報告書案の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書案の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

なお、次回委員会は3月6日月曜日午前10時、議員協議会室において開催いたしますので、御参集方よろしくお願いいたします。

大変御苦勞さまでした。

散 会 午後2時4分

平成29年2月24日

建設経済常任委員会

委員長 相 澤 祐 司